

報告記



日本公認会計士協会 調査役

むらやま はな
村山 華

日本公認会計士協会主催 「IFRS財務諸表における表示・ 開示—IASB・利用者・監査人の 視点から—」研修会報告 (2017年3月3日 東京) (前編)



I はじめに

IFRS基準の概念フレームワークによると、IFRS基準における一般目的財務報告の目的は、財務諸表利用者が投資の意思決定を行う際に有用な財務情報を提供することである。そのため、基準の開発にあたっては、「利用者」に有用な財

務情報とは何か」という視点が必要不可欠といえる。

国際会計基準審議会 (IASB) は2015年8月にアジェンダ協議を開始し、今後の活動計画について意見募集を行った。それに対して利用者からは、IFRS基準の認識及び測定に大幅な改善が認められたものの、財務諸表の表示・開示に改善の必要があるとの意見が聞かれた。そのためIASBは、今後5年間(2017年—2021年)の作業計画の中心テーマを「財務報告におけるより良いコミュニケーション」として、「基本財務諸表」プロジェクトや「開示に関する取組み」プロジェクトを通じて、対応の検討を図ることとした。

このような背景から、日本公認会計士

図表1 研修プログラム

セッション1	基調講演「利用者から見たIFRS基準」 講師:東京海上アセットマネジメント株式会社 大場昭義取締役会長
セッション2	講演「財務報告におけるコミュニケーションの改善」 講師:IASB 倉持亘一郎客員研修員
セッション3	講演「財務諸表利用者とIFRS基準」 講師:みずほ証券株式会社 熊谷五郎上級研究員
セッション4	講演「日本企業のIFRS財務諸表の表示・開示と監査の着眼点」 講師:山田善隆公認会計士
セッション5	パネル・ディスカッション「より良いコミュニケーションとその先に見えるもの」 司会:IFRS財団アジア・オセアニアオフィス 竹村光広ディレクター パネリスト:倉持亘一郎氏、熊谷五郎氏、山田善隆氏

協会は、2017年3月3日に「IFRS財務諸表における表示・開示-IASB・利用者・監査人の視点から」研修会を開催した。本研修会では、IASB、利用者、及び監査人のそれぞれの立場の関係者を迎え、IFRS財務諸表における表示・開示をテーマに、IASBのプロジェクトの動向、利用者の視点、日本及び海外におけるIFRS適用企業の表示・開示の状況を説明いただくとともに、IFRS財務諸表の枠組みを超えた将来の財務報告におけるコミュニケーションのあり方について議論いただいた。また、東京海上アセットマネジメント株式会社の大場昭義取締役会長を迎え、日本の資本市場全体を取り巻く現状と課題について説明いただいた。

研修プログラムは前頁の図表1のとおりであり、本稿では、研修会報告の前編としてセッション1及びセッション2の主な内容を紹介する。

なお、本稿で紹介するIASBの「基本財務諸表」プロジェクト及び「開示に関する取組み」プロジェクトは、基準設定活動又はリサーチ活動の途中の段階にあるため、取扱いが確定していない事項も含まれることに留意いただきたい。また、文中の意見にわたる部分は、講演者及び筆者の私見であることを、あらかじめお断りしておく。

II 基調講演「利用者から見たIFRS基準」 大場昭義氏



日本政府は、2013年に閣議決定した「日本再興戦略」のなかで、制度改革の

1つとして、日本企業の成長を促すためのコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を掲げた。その後、この取組みを支える基盤として、2014年2月に「日本版スチュワードシップ・コード」、2015年6月に「コーポレートガバナンス・コード」が公表された。さらに、昨今では、会計監査の品質の持続的な向上に向けて「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の策定も行われている¹。私自身がこれらを検討する有識者会議のメンバーであることから、その背景も含めて、今の日本の資本市場を取り巻く潮流について説明する。

また、本講演にあたって、一番届けたいメッセージは『原点に帰ろう』である。公認会計士法第1条によると、公認会計士の使命は「監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること」である。この「国民経済の健全な発展に寄与する」という観点で、日本を含めた世界の株式市場の動向を紹介する。

1. 長期的に見た株式市場の動向

次頁の図表2は、世界の株式市場における株価の推移を表すデータである。図表2の上部のグラフ、また、下部の株価指数の表をみると、海外株式市場の株価が過去の水準の5倍、10倍と右肩上がりであるのに比べ、日経平均株価は2016年12月末時点でおよそ19,000円であり、ほぼ横ばいの状態であることが分かる。この水準の株価が1987年から現在まで、30年間にわたって続いている。日本の株式市場の低迷をみると、はたしてこの期間に、前述した「国民経済の健全な発展」は成されてきたのだろうか、また、こ

のような投資プレミアムの低い市場に投資する価値を投資家は見出せるのであろうかという疑問が湧く。

実際、株価低迷が企業経営や個人の資産形成の足かせになっている可能性がある。例えば、日本のトップ企業であっても、株価が低水準なゆえに、海外企業とのM&Aの場面で不利な立場に置かれたり、持株会など株式を通じた個人の資産形成が成り立たなくなっていることなどが考えられる。日本政府は、これらの現状に対する問題意識から前述の日本再興戦略に基づき取組みを進めている。

2. 日本再興戦略と伊藤レポート～持続的成長の実現に向けて～

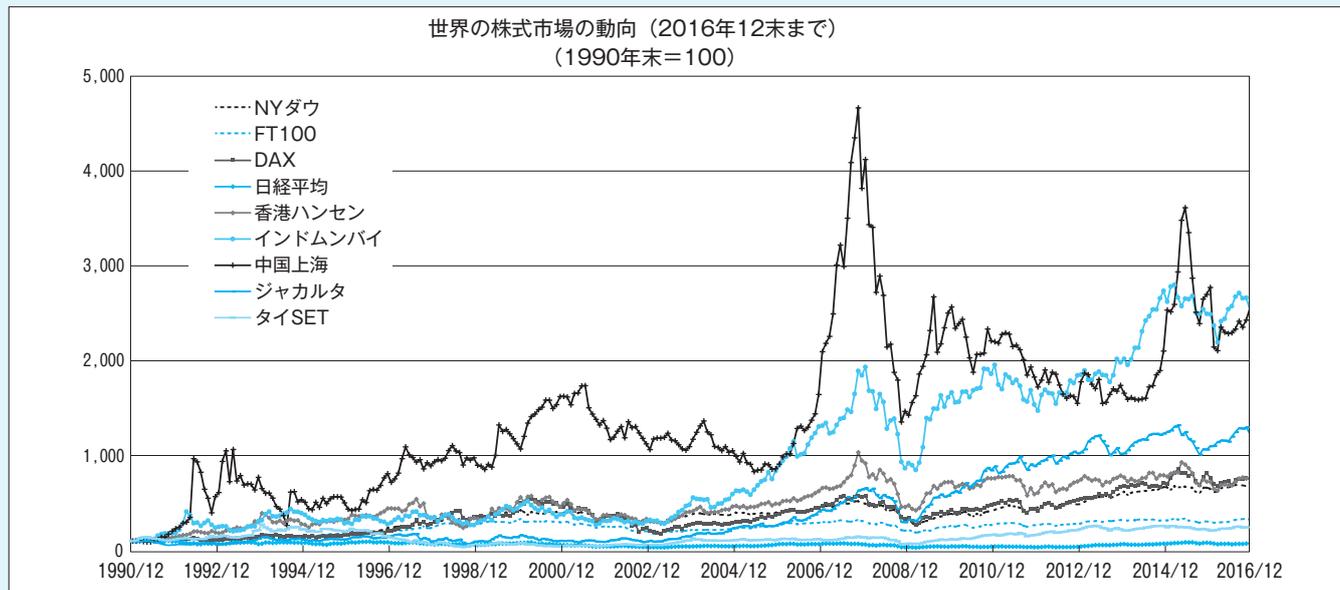
次頁の図表3にある「日本版スチュワードシップ・コード」は、責任ある機関投資家として行動するための原則を定めたもので、現在の株価低迷の責任は機関投資家によるところもあるとの考えに基づくものである。それに相対して企業の責任を定めたものが、「コーポレートガバナンス・コード」である。これは「OECDコーポレート・ガバナンス原則」をふまえたもので、導入している国は100か国を超えている。なお、「スチュワードシップ・コード」は、機関投資家の存在意義が認められている国、また、金融資産が蓄積されている国でなければ必要性は乏しいため、導入している国は限定されている。

さらに、これらの企業価値の向上に向けた企業と投資家の対話や開示のあり方について、課題を分析し提言を示したのが、「伊藤レポート」（2014年8月公表）であり、次にその概要を説明する。

3. 日本再興戦略と伊藤レポート～アセット・マネージャーに期待されている役割～

【伊藤レポート～「基本的な問題意識とメッセージ」の要旨】

図表2 長期的に見た株式市場の動向(1990/12-2016/12)

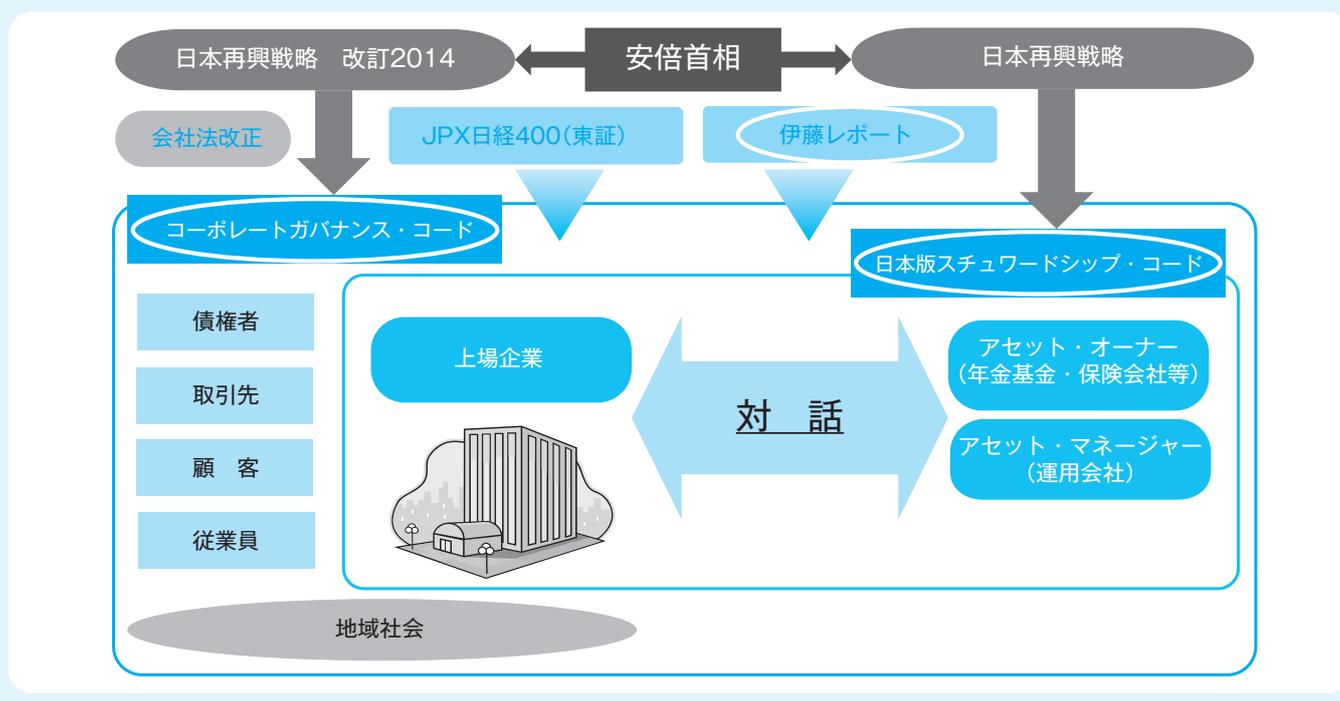


<株価指数>

	1990/12末	1995/12末	2000/12末	2005/12末	2010/12末	2015/12末	2016/12末
日経平均	23,849	19,868	13,786	16,111	10,229	19,034	19,114
NYダウ	2,634	5,117	10,787	10,718	11,578	17,425	19,763
FT100	2,143	3,689	6,223	5,619	5,900	6,242	7,143
DAX	1,398	2,261	6,434	5,408	6,914	10,743	11,481
香港ハンセン	3,025	10,073	15,096	14,876	23,035	21,914	22,001
インドムンバイ	1,048	3,110	3,972	9,398	20,509	26,118	26,626
中国上海	128	555	2,073	1,161	2,808	3,539	3,104
ジャカルタ	418	514	416	1,163	3,704	4,593	5,297
タイSET	613	1,281	269	714	1,033	1,288	1,543

(出所) Bloombergより東京海上アセットマネジメント作成。無断転載を禁じます。

図表3 日本再興戦略と伊藤レポート~持続的成長の実現に向けて~



- ✓ 日本の株式市場における短期化は、投資機会の短期化がもたらしてきた部分が相当程度ある
- ✓ 企業のイノベーション創出能力が資本効率の向上につながり、投資家が報われるという好循環を実現
- ✓ 持続的な企業価値創造は、企業と投資家の「協創」によって実現
- ✓ 「協創」は相互の信頼関係が必要。それを実現するのが質の高い「対話・エンゲージメント」
- ✓ 対話の本質は双方向

「伊藤レポート」で特に強調されているのは、企業と投資家の「協創」、また、それに必要な相互の信頼関係である。この企業と投資家の信頼関係の構築にあたっては、企業の財務情報の信頼性を担保する監査人の役割が非常に重要である。監査人には、「国民経済の発展への寄与」という使命に基づく活動を期待しており、また、この使命が日々の業務を行うにあたって、大きなモチベーションになるのではないかと考える。

4. IFRS財務諸表に対する期待～「協創」、「持続的成長の実現」につながる開示がなされているか～

図表4のとおり、IFRS基準により財務諸表における表示・開示の柔軟性が担保され、企業の実態を的確に示す情報開示が促進されるようになった。しかしその一方で、裁量余地の拡大により、業種内の横比較による企業の分析が困難となっている。投資家の観点では、対応案として、基本財務諸表を可能な限り標準化すること、また、分量の多い注記に関して優先順位を意識した作成を行うことなどが考えられる。

なお、現時点では、投資家は財務情報の比較可能性を重視しているが、はたして将来もそれが変わらないかは疑問である。IT企業を中心に多様なビジネスを展開する企業が増えるなか、業種内比較は本当に必要なのだろうか、また、業種とはいったい何なのかという疑問が生じるかもしれない。IoTやAIが牽引する第4次産業革命により、そのような思考がさらに加速する可能性もある。

5. 監査人への期待～「協創」、「持続的成長の実現」につながる開示への貢献～

■ 監査上の主要な事項(KAM:Key Audit Matters)の記載に関する議論に注目

【KAM記載による利用者のメリット】

- ✓ 監査において最も重要と監査人が判断した事項について理解が容易になる。
- ✓ 企業経営者が重要な判断をどのような領域で行ったか、その概要を把握し、潜在的なリスクの所在についての理解が促進される。

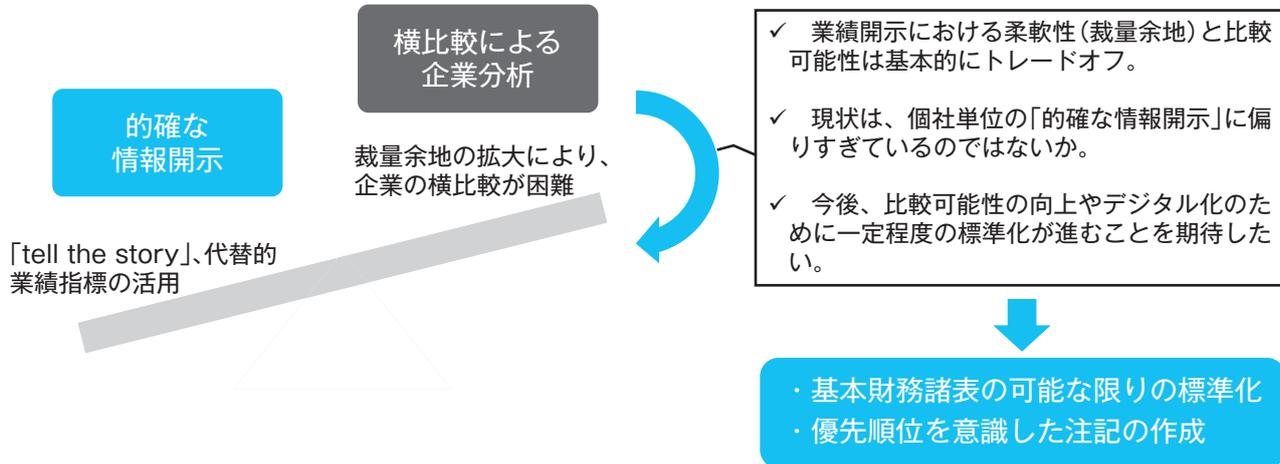
⇒「対話」を行う上でのベースとして基礎的な情報提供を担えるのではないか。

「KAM」は企業と投資家との対話促進に向けた最重要フレーズ

「協創」及び「持続的成長の実現」につながる開示に貢献するものとして、KAMが考えられる。KAMで企業と監査人との認識の相違などが明示されれば、投資家にとって大変有用な情報となるだろう。このような取組みは、第4次産業革命の時代においても、監査人固有のValue(価値)であり続け、監査人

図表4 IFRS財務諸表に対する期待～「協創」、「持続的成長の実現」につながる開示がなされているか～

実効性のある対話を行うためには、個社の分析に加え、正確な横比較も重要だが、現実には難しくなっている。



の使命である「国民経済の発展への寄与」という『原点に帰る』ことにつながると考える。

もちろん、監査人だけでなく投資家にも課題はある。投資家の役割として、企業との対話のなかで企業に気づきを与えるアドバイスができているのだろうか、また、企業の価値観や文化を深く理解した上で投資の意思決定ができていのだろうかなどの検討が必要である。

いまこそ、「協創」及び「持続的成長の実現」につながる開示に向けて、市場関係者は『原点に帰る』必要があるのではないだろうか。

III 講演「財務報告におけるコミュニケーションの改善」 倉持亘一郎氏



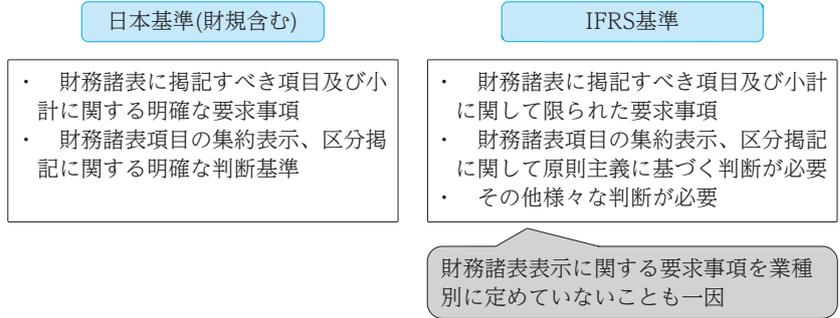
1. 背景：日本基準（財規含む）とIFRS基準の財務諸表表示の相違点

図表5は日本基準（財規含む）とIFRS基準に基づく財務諸表の表示に関する相違点を示したものである。財規を含めて考えると、日本基準には、財務諸表に掲記すべき項目及び小計について明確な要求事項があるが、IFRS基準には限られた要求事項しかない。また、財務諸表項目の集約表示、区分掲記についても、日本基準は明確な判断基準を示しているが、IFRS基準は、企業に原則主義に基づく判断を求めている。

IFRS基準は財務諸表の表示に関する柔軟性が高く、企業は自社の特性を反

図表5 日本基準（財規含む）とIFRS基準の財務諸表表示の相違点

- 日本基準（財規含む）とIFRS基準で、財務諸表表示に関する要求事項は異なる



映した財務諸表項目や小計等を用いて、企業の実態をふまえた表示を行うことが可能である。また、IFRS基準の個々の具体的な開示要求事項に準拠するだけでは、利用者が企業の財政状態や財務業績への影響を理解できるようにするのに不十分な場合には、追加的な開示を提供すべきかどうかを検討しなければならない（IAS第1号第31項）との定めもあり、財務報告が各企業の実態を的確に示すことを求める、柔軟な枠組みとなっている。他方、この柔軟性ゆえに、表示に関する要求事項は画一的なものではない。仮に、このIFRS基準の本来の趣旨を正しく理解しないままIFRS基準に基づく財務諸表の表示を機械的にチェックリストに基づき行った場合、最低限要求され

た項目のみが表示された財務諸表となったり、同業他社であっても財務諸表項目や小計が大きく異なったり、表示科目が過度に集約されたりする可能性もある。

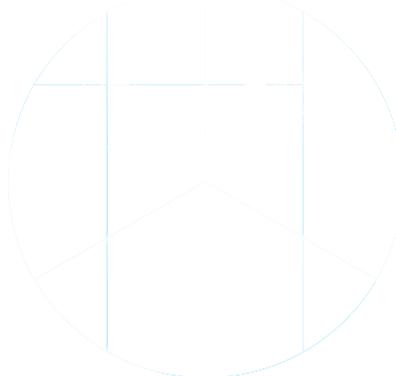
このように、財務諸表の表示に関しては、日本基準とIFRS基準の建てつけ自体に相違があるため、IFRS基準に基づく財務諸表表示の検討を行う際にはマインドセットを変える必要がある。

2. 財務報告におけるコミュニケーションの改善

IASBは、①アジェンダ協議、②関係者との対話、③IFRS財務諸表の分析等を通して、財務諸表表示に関する原則の適用や判断が、必ずしも基準で意図された形で行われていない場合があるのではないかと問題意識を持っている。規則

図表6 財務報告におけるコミュニケーションの改善

- 「財務報告におけるコミュニケーションの改善」は、2017年から2021年にかけてのIASBの主要なテーマであり、以下の内容を含む



に違反せずに財務諸表を作成することだけが作成者の目的となってしまうことで、財務諸表が業績を明確に表示していないのではないかと利用者が感じるようになる場合もある。具体的には以下のような問題意識が持たれている。

- ・ チェックリストをクリアするためだけに射的を射ない開示が行われたり、膨大な財務情報が分かりにくい形式で表示され、本当に重要な情報が埋没している場合がある。
- ・ 会計基準に準拠していない業績指標である代替的業績指標 (APM: Alternative Performance Measures) を用いて業績報告を行う企業が増加傾向にある。
- ・ 開示情報が多すぎて利用者が財務報告の全体像を把握することが困難な場合もある。

このような問題意識から、IASBは、財務報告におけるコミュニケーションがで

る限り明確に行われることを目指して、前頁の図表6のとおり、①「基本財務諸表」、②「開示に関する取組み」、③「IFRSタクソノミ」の3つのプロジェクトを通じて検討を進めている。

3. 「基本財務諸表」プロジェクト

「基本財務諸表」プロジェクトは、財務諸表本表におけるコミュニケーションの改善を図るもので、そのなかでも、特に財務業績報告書 (損益計算書) に焦点を絞っている。

昨今、APMの利用は増加傾向にあるが、営業利益、調整後営業利益 (非経常項目等控除後)、調整後1株当たり利益 (非経常項目等控除後) など、いずれも、定義や調整項目が企業により異なる場合がある。APMは利用者の誤解を招く可能性があるという意見がある一方、各企業固有の業績を示し、財務諸表分析を行う上で有用であるとの利用者の意見もある。そのため、APMのような業績指標

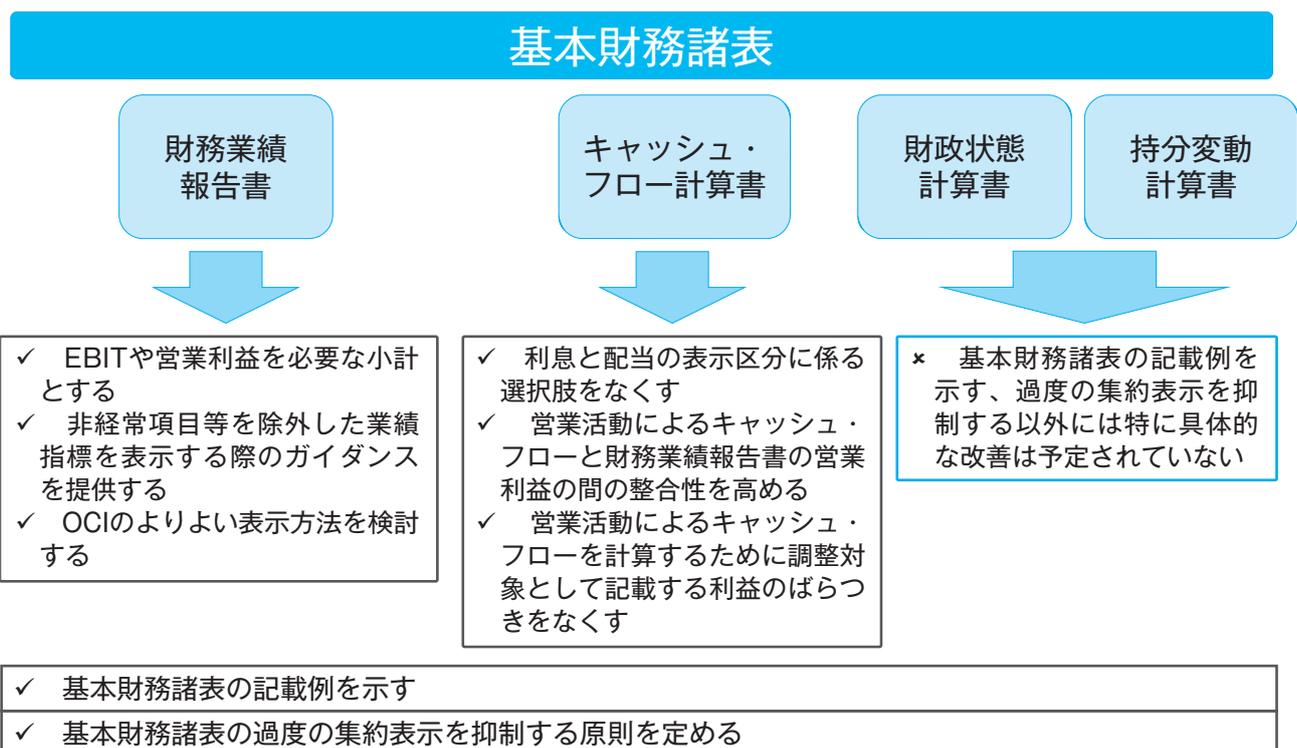
を業績報告で用いる場合には、財務諸表内で表示させ、業績指標の内容や計算過程等について会計基準で追加開示を求めることで業績指標の透明性・比較可能性・規律を高められ、また、業績指標が監査されることで計算過程等に対する信頼性も高まるといった意見もある。

「基本財務諸表」プロジェクトは、図表7のとおり、現在、リサーチ活動の初期段階にあり、財務業績報告書に関して、①EBIT等を必要な小計とするか、②非経常項目等を除外した業績指標を財務諸表で表示する際の追加のガイダンスを提供するか、③OCIのよりよい表示方法を検討するかといった点について議論されている。

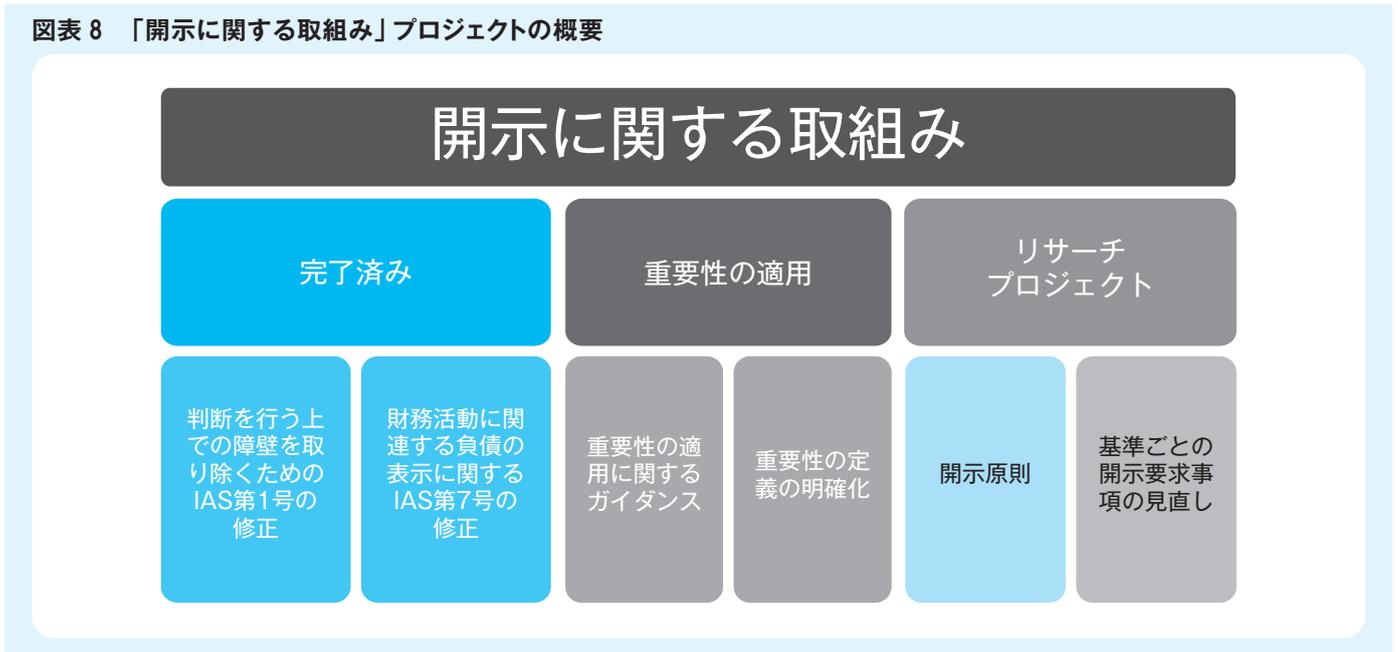
4. 「開示に関する取組み」プロジェクト

「開示に関する取組み」プロジェクトでは、次頁の図表8のとおり、主に注記の改善を検討しており、現在、①「開示原

図表7 「基本財務諸表」プロジェクトの初期のリサーチにおける検討項目



図表8 「開示に関する取組み」プロジェクトの概要



則」、②「重要性に関する実務記述書」、③「重要性の定義」等の検討を進めている。

①「開示原則」は、近いうちにディスカッション・ペーパーが公表される予定であるがⁱⁱ、最終基準が公表されるのは当分先のことと考えられる。②「重要性に関する実務記述書」では、財務諸表に記載されるすべての情報に単一の重要性の評価を適用すること、重要性の判断にあたっては主要な利用者の共通の情報ニーズを満たすように考慮することなどが暫定決定されており、最終確定は2017年上半年期になる予定であるⁱⁱⁱ。また、③「重要性の定義」は、2017年上半年期に公開草案が公表される予定である^{iv}。

5. コミュニケーションの改善に向けてできること

「基本財務諸表」や「開示に関する取組み」は、いずれも長期プロジェクトであるため、最終基準が公表されるまでに時間を要する。しかし、それを待たずとも、作成者、及び監査人・利用者が現行基準の枠組みのなかでコミュニケーションの

改善に向けてできることはあるとIASBは考えている。改善につながるポイントには、例えば、①企業固有の情報を反映した記述、②簡潔で明確な記述、③情報の有用性を損なわない範囲での比較可能性の向上、④財務諸表内の情報の相互関係を明確にした構成といった点が含まれる。

IASBとしては、「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に向けた取組みにおける問題意識を、ステークホルダーと共有することを通じて、現行基準の枠組みのなかでも達成しうる改善を促したいと考えている。IFRS基準に基づく財務諸表の表示・開示には多様な判断が生じるため、作成者が負担を感じることもあるかと思うが、一歩踏み込んだ対応をすることで、国内投資家だけでなく、海外投資家のニーズにも応えられる開示、さらに、グローバルなレベルでの財務報告の比較可能性を達成することにもつながることに留意いただきたい。

<注>

- i 2017年3月31日に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の最終版が公表された（金融庁ウェブサイトhttp://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170331_auditfirmgovernancecod.html）。
- ii 2017年3月30日にディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」が公表された（IASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/iasb-outlines-steps-to-improve-disclosures-in-financial-statements.aspx>）。
- iii 2017年3月23日時点のIASBの作業計画によると、「重要性に関する実務記述書」の確定は2017年6月の予定である。
- iv 2017年3月23日時点のIASBの作業計画によると、「重要性の定義」の公開草案の公表は2017年6月の予定である。